

「バッジ」の取扱いについて

令和6年3月

観光庁 国際観光部 国際観光課

「バッジ」に係る過去の議論について

- 平成26年度から平成28年度にかけて実施された「通訳案内士制度のあり方に関する検討会」の中間取りまとめ及び最終取りまとめにおいて、認知度向上の観点から、有資格者のバッジ等の着用について検討を行うべきものとされた。

中間取りまとめ（平成28年10月）

- 2. 有資格者の質の維持・向上
(2) 有資格者の行為規制
(現状・課題)

現行法上、通訳案内士は、登録証の提示義務やキックバックの要求禁止など、業務上の行為規制が課せられている。

(今後の対応)

通訳案内士への信頼性確保の観点から、現行の行為規制は引き続き存置すべきである。その際、登録証の提示義務に加えて、法律事項ではないものの、他制度を参考とし、バッジ等の着用についても検討を行っていくべきである。

最終取りまとめ（平成29年3月）

- 2. 有資格者の質の維持・向上
(2) 有資格者の行為規制

(中間取りまとめを受けた対応と今後の方針)

改正法案において、現行の行為規制については引き続き存置すべきである。バッジ等の着用については、バッジのデザインの募集方法も含め、通訳案内士制度がより広く周知されるよう、引き続き中間取りまとめに基づき検討を進めていくべきである。

- 上記に伴い、平成29年度に「新たな通訳案内士制度のあり方に関する検討会」において議論を行い、バッジのデザインについては広く一般から募集することとし、バッジの導入を進めていく方針となった。
- 令和元年度、バッジのデザインを検討すると共に、「全国通訳案内士が着用できるバッジの取得・管理・付与等方法の作成業務」に係る委託調査を実施し、バッジの付与方法や管理方法等について検討を行った。
- 令和2年3月、「全国通訳案内士バッジデザイン選考委員会」が開催され、委員による投票の結果、デザインが決定された。



(実寸縦30mm、横15mm)

「バッジ」の取扱いについて

現状

- バッジは、法律事項ではないものの他制度を参考に導入を進める方針で検討を進めてきたが、デザインは決定したものの取扱いについては決まっていない。

課題

- バッジの製造、管理、付与等の運用方法が具体化できていない。
(参考)他の資格制度における取扱いを調査したところ、士業を行っている者が入会、登録等をしている業界団体により販売又は貸与がされ、管理されている。

通訳案内士団体の意見

【費用について】

- 製作を進めるにあたって、最初にどこかが先行投資でお金を負担しなければならない。
- 通訳案内士団体に初期費用を負担することが困難である。
- コスト、業務負担を考えると、通訳案内士団体に管理を行うことは困難である。

【着用・購入について】

- バッジ購入・着用には前向きでない声も聞かれる。
※有料になった場合、価格帯によって購入を控える通訳案内士もいると思われるため
- バッジを広く普及するために、購入・着用にあたりそれなりのメリットが必要なのではないか。
- 以前も議題に挙がったが、例えば、文化施設への減免措置が講じられる等があるといい。
※通訳案内士には法令で携行を義務づけられている「通訳案内士登録証」が存在する。
- 研修修了の証明や、認知度向上には寄与するかもしれないが、それだけでは購入には繋がらない。

【デザインについて】

- 生産費用面、管理コスト面からも刻印はなしにしたい。
- 刻印をいれたとしても、簡易的なもの(通し番号等)とし製造コストを抑えたい。

【その他】

- 通訳案内士団体に管理を行うことが困難であること、また有料になった場合、バッジの購入を控える通訳案内士もいると思われるなかで、バッジの製作は必ず必要なのか。

(参考)論点整理(案)について

バッジの製造、管理、付与等の運用主体について、想定される課題等、参考として以下の通り整理(案)している。

被付与者 管理・付与者	全国通訳案内士全員 (※JNTOの管理・付与は新規と既存で検討)	通訳案内士団体会員＋希望者	通訳案内士団体会員
国	<ul style="list-style-type: none"> ・バッジの法的根拠なし(予算措置が困難)。 ・付与、管理体制について要検討。 	<ul style="list-style-type: none"> ・バッジの法的根拠なし(予算措置が困難)。 ・国は、団体への付与、管理のみ実施。 ・団体内の会員への管理は団体において実施。 ・非会員(希望者)に対する管理が可能か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・バッジの法的根拠なし(予算措置が困難)。 ・国は、団体への付与、管理のみ実施。 ・団体内の会員への管理は団体において実施。
通訳案内士団体	<ul style="list-style-type: none"> ・非会員を見越した在庫管理が困難。 ・非会員に対する管理が困難。 	<ul style="list-style-type: none"> ・会員に対する管理が必要。 ・非会員(希望者)に対する管理は可能か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・会員に対する管理が必要。
JNTO	<ul style="list-style-type: none"> ・新規の合格者へは試験事務の一環として、付与が可能(管理は不可)。ただし、事業計画への掲載、試験手数料の値上げ等が必要。 ・既存の合格者への付与を業務として行うためには、法改正が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務として行うために法改正が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務として行うために法改正が必要。

(参考)他の資格におけるバッジの取扱いについて

	資格名	資格種別	被付与者	付与者	付与方法	付与価格	個人識別の有無	着用義務	根拠
1	弁護士	業務独占	入会しようとする地域の弁護士会に登録した者	日本弁護士連合会	貸与	－ (バッジとしての価格はなし)	有	弁護士は、その職務を行う場合には、本会の制定した記章を帯用しなければならない。	日本弁護士連合会会則第29条2項
2	司法書士	業務独占	司法書士会に登録が認められた者	各都道府県の司法書士会	販売	6,500	有	司法書士会員は、業務を行うときは、会員証を携行し、かつ、司法書士徽章を着用しなければならない。	各司法書士会の会則もしくは規則
3	行政書士	業務独占	行政書士会に登録が認められた者	各都道府県の行政書士会	販売	3,000	無	行政書士会員は、徽章を会員の身分を象徴するものとして認識し、行政書士業務を行う時は、常にこれを着用しなければならない。	日本行政書士会連合会行政書士徽章等規則第3条1項
4	税理士	業務独占	日本税理士会連合会に登録が認められた者	各都道府県の社会保険労務士会共同組合	貸与	－ (バッジとしての価格はなし)	有	税理士会員は、税理士業務を行うときは、税理士証票を携行し、税理士会員章を着用しなければならない。	各税理士会の会則もしくは規則
5	土地家屋調査士	業務独占	土地家屋調査士名簿に登録が認められた者	各都道府県の土地家屋調査士会	販売	1,200	無	調査士会員は、その業務を行う場合には、会員証を携帯し、会員徽章を着用しなければならない。	各土地家屋調査士会の会則
6	社会保険労務士	業務独占	全国社会保険労務士連合会の名簿への登録、社会保険労務士会への入会が完了した者	各都道府県の社会保険労務士会共同組合	販売	13,000	無	社会保険労務士会の会員は、社会保険労務士の業務を行うときは会員徽章を着用するよう努めるものとする。	「都道府県社会保険労務士会会員徽章規定」第3条
7	弁理士	業務独占	日本弁理士会に登録が認められた者	日本弁理士会	貸与	－ (バッジとしての価格はなし)	有	弁理士である会員は弁理士の業務を行なう場合には、この記章を着用しなければならない。但し、その記章は略章に代えることができる。	「弁理士記章および略章規則」第2条
8	海事代理士	業務独占	日本海事代理士会への入会が認められた者	日本海事代理士会	貸与	－ (バッジとしての価格はなし)	有	なし	なし